

特定査証 - 日本人の配偶者

1. 旅券（オリジナル＋人定事項ページのコピー）
2. 査証申請書（オリジナル）
 - 署名は旅券と同じ書体にしてください
3. 写真1枚4.5cm×4.5cm（最近撮影した鮮明なもの）
4. 申請人の身分証明書RG又はRNE（認証付コピー）
5. 申請人の配偶者の身分証明書RG又はRNE（認証付コピー）
※ 日本人配偶者がブラジルに居住している場合のみ
6. 婚姻証明書（2ヶ月以内に発行されたもの）（認証付コピー）
7. 婚姻事実が記載された戸籍謄本又は戸籍の全部事項証明書（1年以内に発行されたもの）（オリジナルとコピー）
8. 申請人の日本人配偶者の下記の書類（有効期間：3ヶ月）
 - a) 日本人配偶者が日本から申請人を呼び寄せる場合
 - ・ 身元保証書（オリジナル）
 - ・ 在職証明書（オリジナル）
 - ・ 住民票（オリジナル）
 - ・ 旅券のコピー（身分事項、署名欄、査証、出入国印等のページ）
 - ・ 収入証明書：下記書類いずれかの1点（オリジナルとコピー）
 - ・ 源泉徴収票
 - ・ 所得証明書
 - ・ 確定申告書控
 - ・ 給与明細書（直近の過去3ヶ月分）
 - b) 日本人配偶者が日本に申請人と同時入国する場合
 - ・ 身元保証書（オリジナル）
 - ・ 旅券のコピー（身分事項、署名欄、査証、出入国印等のページ）
 - ・ 日本人配偶者の下記書類のいずれか1点
 - ・ 雇用予定書（オリジナル）
 - ・ 日本又はブラジルの会社からの辞令書（駐在員が日本の本社に戻る場合など）（オリジナルとコピー）
 - ・ 最新の在職証明書（日本人配偶者が休暇中の場合）（オリジナル）
9. 日本に渡航歴がある場合、日本国査証の載っている旧旅券（オリジナル）

備考：

1. 査証の有効期間：申請人は、査証発給日より3ヶ月以内に日本に入国しなければなりません。
2. 旅券の有効期間：旅券は、原則として申請時に残存有効期間が6ヶ月以上であるもの。
3. 必要に応じて、他の書類の提出をお願いする場合があります。